

## 南小校区共生ステーション利用規約

### 1 南小校区共生ステーションについて

共生ステーションは、地域に住む人々が気軽に集い、語らい、地域の様々な課題に対する取組を行うための拠点となる「場」です。

南小校区共生ステーションは、平成26年から令和2年9月のオープンまでの約6年間、地域の皆さまと建設する場所、部屋のレイアウトやコンセプト等について対話を重ねてきました。

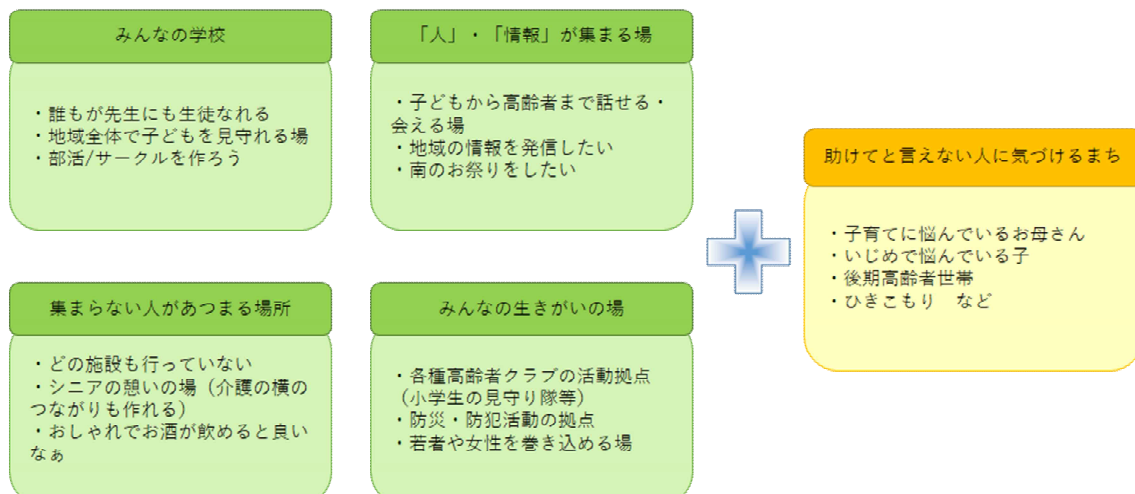
共生ステーションの運営と利用方法については、これからも地域の皆さんと一緒に考えていきます。

### 2 4つのコンセプト+1

南小校区共生ステーションを設置するにあたり、市民のみなさんの意見から4つのコンセプトが生まれました。

- ① みんなの学校
- ② 「人」・「情報」が集まる場
- ③ 集まらない人が集まる場
- ④ みんなの生きがいの場

『プラスワン 助けてと言えない人に気づけるまち』



このコンセプトを元に、地域での話し合いは続いていきます。

共生ステーションは地域の皆さんと一緒に作り育てていく施設です。

### 3 開館時間

原則として午前9時から午後5時まで

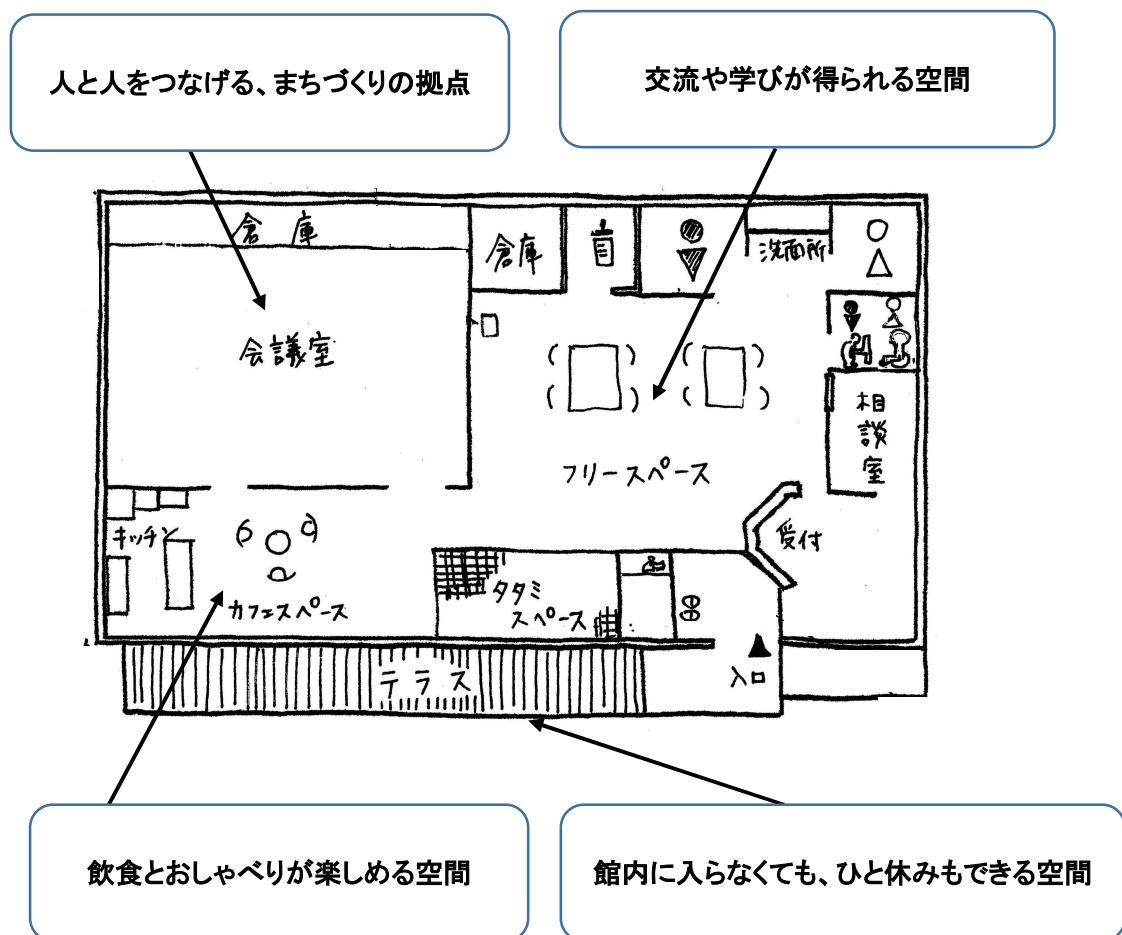
### 4 休館日

年末年始（12月28日から1月4日まで）

ただし、警報発令時及び施設の清掃や保守点検のために臨時で休館になる場合があります。

（臨時休館の場合、長久手市ホームページ及び館内掲示等でお知らせをします。）

### 5 ステーションの利用について



自分たちで使い方を考えよう！

#### ① 会議室

会議室を一定の時間、占有して利用したい場合は、事前に利用登録及び利用申請が必要です。利用申請については、利用日の3か月前からできます。

利用予約がない場合は、フリースペースとして利用できます。

② キッチン

市民交流を目的として、軽食程度の調理をしてみんなで楽しむことができます。食器などをご自由にお使いください。利用後、食器などは洗い、元にあった場所に戻し、ゴミなどは各自お持ち帰りください。なお、ふきんなどは各自でご用意ください。ただし、小学生以下の利用は保護者同伴でお願いします。

③ 授乳室

授乳やおむつ替えに利用できます。

④ 印刷機

製版1枚30円、印刷1枚1円です。(印刷は10枚単位です。) 印刷用紙は、各自ご用意ください。

⑤ インターネット (Wi-Fi 接続)

インターネットは開館時間内で利用できます。利用を希望される方は、窓口に出してください。Wi-Fi 接続のパスワードを付与します。ただし、ソフトやゲームなどのダウンロードはできません。

⑥ 電源の利用について

市民活動を行う場合は電源を利用することが出来ます、職員に事前にお知らせ下さい。

⑦ フリースペース

利用申請の必要はありません。

## 6 会議室の利用方法

① 利用登録

会議室1、会議室2を占有して利用するには、事前に利用登録が必要です。「南小校区共生ステーション会議室利用登録申込書」を窓口に出してください。審査の上、「南小校区共生ステーション会議室利用登録通知書」を交付します。登録内容に変更があった場合は、再登録が必要です。

② 利用申請

利用日の3か月前から申請することができます。「長久手市地域共生ステーション会議室利用申請書」を窓口に出してください。市民が市内で地域活動を行うために利用するときは減免となりますので、「長久手市地域共生ステーション会議室使用料減免申請書」を提出してください。

## 7 登録団体の条件について

地域の課題に対する取組を推進する施設のため、利用登録できる団体には

条件があります。

① 利用登録できる団体

利用登録ができるのは、次の条件を満たす団体です。

- ア 市内で地域の活性化や課題解決等の活動に取り組む団体。
- イ 構成員が市内在住、在勤、在学、在活の方が過半数以上である団体。
- ウ 南小校区共生ステーション4つのコンセプト+1に沿った活動を行う団体。
- エ 南小校区共生ステーションで開かれる団体交流会等に参加できる団体。
- オ 南小校区共生ステーションの管理・運営に協力できる団体。

② 利用ができない場合

以下のような利用や活動は施設の利用及び利用登録はできません。

ア 営利を目的とした活動

例えば、次のような利用や活動が該当します。

- (ア) 製品販売、宣伝を主たる目的とする利用（地域の活性化や課題解決に必要な資金を得るために行う販売活動（バザーなど）については除く。）
- (イ) 営業活動、勧誘活動、販売促進、社業の一環としての研修会・勉強会
- (ウ) 会社説明会、採用試験、私塾の試験、資格試験等
- (エ) 事業や商品、利益、投資等のビジネスを目的とした説明会・勉強会
- (オ) 販売や買取、契約を伴う利用（事前事後に金銭等の授受が発生する可能性のあるものも含む）。
- (カ) 講師等が生業として主催する講座や授業等。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とした活動。

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした活動。

## 8 その他

① 喫煙について

敷地内に喫煙できる場所はありません。

② 飲食について

ア 館内で飲酒はできません。

イ 会議室やフリースペースでは、打ち合わせや会議などの際に、軽食程度の飲食をすることができます。ただし、飲食のみを目的とした利用はできません。

③ 片づけについて

施設の利用後は後片付けを行い、ごみは各自でお持ち帰りください。また、机・いす等の配置、その他利用されたものは、元の位置に戻してください。

会議室の利用時間には、後片付けや共生ステーション職員による点検の時間も含まれます。終了時刻には退出を完了してください。

④ 注意事項

ア 他人の迷惑になる行為はしないでください。

イ 施設及び備品の取扱いは丁寧に行ってください。

ウ 許可なく個人及び団体が所有する物品の展示、販売またはこれらに類する行為は禁止します。

エ 施設内に物品を保管することはできません。また、施設管理上の責によらない物品の紛失、破損等が生じても、施設は責任を負いません。

オ 利用内容に疑義が生じた場合は、利用内容の説明及び説明書類を求める場合があります。